

[最優秀賞]

# 刑事弁護の流儀

## 捜査報告書、検察官提出動画、警察官メモの謎を解け！

伊藤 建 富山県弁護士会（執筆時）、滋賀弁護士会）・66期

### 捻じ曲げられた事実

「でたらめじゃないか……」

事故現場に足を運んだ私は絶句した。捜査機関によって証拠がねつ造されたというニュースを見たことはあったが、まさか初めての受任事件で虚偽の捜査報告書を目の当たりにするとは思わなかったからだ。

その事件は、午前6時30分頃、Aが職場の同僚であるVを助手席に乗せて、職場へと運転していたときに発生した。Aの車が事故現場の交差点を時速約40キロメートルで直進しようとしたとき、Wの運転する車と衝突し、Vに加療約63日間を要する傷害を負わせてしまったのである。

### Aによる虚偽自白

本件事故現場の交差点は、信号機により交通整理が行われていたので、信号を無視したのがAとWのどちらなのか問題となった。

当初、AもWも「自分の信号は『青色』だった」と主張していたが、Aには自分が「青色」であったという確固たる自信があった。なぜなら、Aは、この道を通勤経路として利用しているため、1つ手前の交差点の信号機と事故現場の信号機とが連動しており、同時に「青色」に変わることを知っていたからだ。この日、Aは、1つ手前の交差点の対面信号が「赤色」であったので車を停止させ、その信号が「青色」になってから車を発進させていた。事故現場の交差点までは100メートルほどしかないため、Aは、当初から事故現場の交差点の信号が「青色」だったのは間違いないと供述していたのである。

ところが、警察官Dは「2つの信号機は連動していない」として、Aの言い分に聞く耳を持たなかった。

事故相手方のWは、若くて体格もよい坊主頭の気の強い男性であり、おまけに乗っていたのはセルシオである。他方、Aは体格も小さく、自己主張の苦手な気弱な40代の女性である。警察官にはAを説得したほうが楽であるという心理が働いたのかもしれない。

Aは、自分の運転でVにケガをさせてしまったという負い目があったうえ、「自分の信号が『青色』だった」と譲らないW、Aの話の信じてくれない警察官Dの前に、唯一のよりどころであった信号の連動まで否定されてしまい、ついには心が折れてしまったという。

こうして、Aは「事故現場の交差点の信号機を見ていなかった。もしかしたら自分が赤だったかもしれない」という虚偽の自白をしてしまい、罰金70万円の略式命令を受けた。

しかし、その後に、Aは、事故現場の交差点を何度も通過しているうちに、やはり2つの信号は連動していたことを確信した。こうして、Aは、無罪判決を勝ち取るために、正式裁判請求をしたのである。

### 捜査報告書のウソを暴け！

#### 1 検察官立証の支えはW供述のみ

本件は、東近江簡易裁判所に係属し、第1回公判期日が指定された。これに先立ち、担当副検事から請求予定証拠の開示を受けた。そのうち本件事故現場の信号機に関する証拠は、①2つの信号機は「連動制御しておらず、単独運行している」という警察官Dの捜査報告書、②Aの警察官調書と検察官調書、③Wの警察官調書であった。

しかし、①の捜査報告書は、②の各調書とA対面信号が「赤色」であることは矛盾しないと主張するために提出されたものにすぎず、Aの対面信号が「赤色」であったことを直接推認するものではない。

また、②の各調書には、「今回の事故を起こした原因は、事故交差点の1つ手前の交差点の赤信号で停止後発進する際、事故交差点が青信号であったことに気を許して、その後、しっかりと信号の色を確認することなく、さらに、信号の色の変化に注意して走らなかったことです。しっかりと交差点手前で信号の色の確認をしなかった結果、赤信号で交差点に入ってしまったのです」としか記載されていなかった。一見すると、Aが「対面信号が『赤色』だったのを実際に見た」というようにも読めるが、Aは「事故現場の交差点の信号機を見ていなかった」のであるから、Aが「『赤色』だったのを実際に見た」という趣旨ではなく、「もしかしたら自分が『赤色』だったかもしれない」というAの推測にすぎない。そのため、②の各調書からは、直ちにAの対面信号が「赤色」であったと認定することはできない。

むしろ、②の各調書は、Aにとって有利な証拠ともなりうる。なぜなら、②の各調書には、㉞1つ手前の交差点の対面信号が赤色であったため停止したこと、㉟1つ手前の交差点の対面信号が青色になって発進したこと、㊱㊲のとき事故交差点の対面信号は青色であったことという、捜査当初の供述がそのまま記載されていたので、2つの信号機が連動設定されていたことさえ立証できれば、Aが「青色」であったことを証明できるからである。

そうすると、事故現場のAの対面信号が「赤色」であったことを支える証拠は、③事故相手方のWの供述しかないのである。

## 2 現場主義

修習生時代、民事弁護教官の鈴木道夫先生（東京弁護士会）をはじめとして、さまざまな先生方が「現場に行くこと」の重要性を強調しておられた。信号サイクルの確認は、23条照会でも可能であったものの、その言葉に従い、私は、早朝5時に家を出て本件事故が発生した時間帯である午前6時30分頃に事故現場へ赴き、信号の連動状況を撮影することにした。

私は、連動状況が時間帯により異なる可能性があると考え、少しでも証拠価値が高くなるようにするため、スピーカーフォンで時報を流しながら、各信号機の連動状況を6回撮影した。

Aの主張どおりのルートを走行してみると、2つの

信号機が連動していることを確認できた。ここで、副検事が証拠請求した①の捜査報告書の「連動制御しておらず、単独運行している」という内容が真つ赤なウソであると確信した。

2つの信号が連動しているとすれば、②のAの各調書を前提としても、事故現場のA対面信号は「青色」になる。これらの事実を副検事に突きつければ、公訴取消しになって本件は解決するだろうと思ひ、私は意気揚々と帰路に就いた。

## 信号機がズれる？——期日間整理手続

### 1 徹底抗戦——第1回公判期日

ところが、検察側は徹底抗戦の構えを見せた。

第1回公判期日において、裁判所は、本件を大津地方裁判所彦根支部へ移送し、期日間整理手続に付することとした。これにより裁判官が簡裁判事から地裁判事に交代した。検察側も、副検事から経験豊富な彦根支部長検事に交代し、「2つの信号機は連動設定されているとしても、各信号機に内蔵されている時計が異なるため、実際にはズレが生じる」と主張した。その証拠として、実際に2つの信号サイクルにズレが生じている状態を警察官が撮影した動画（以下、「検察官提出動画」という）が提出された。

### 2 弁護方針の修正と文献調査

弁護側は、2つの信号機が連動設定されている旨の23条照会に対する県警本部の回答を証拠として提出していた。しかし、検察側の主張を踏まえると、実際に信号がズれることを前提に、多少のズレではA対面信号が「赤色」になることはないとは主張する必要がある。

もともと、根拠のない主張をしても、裁判官に排斥されてしまうであろう。そう考えて、大型書店、大学の図書館などで、信号機や時計、交通事故に関する書籍を読み漁った。自動車の加速度の統計データ、信号表示が変わったことを認識してからアクセルを踏むまでに要する時間に関するデータ、自動車の停止状態からアクセルを踏み込みある速度まで加速するために要する時間の計算式などの根拠となる資料を集め、証拠として提出した。

これらの資料に基づき計算すると、㉞Aが1つ手

前の交差点で対面信号が「赤色」のため停止した状態から、④その信号が「青色」に変わったことを認識した直後に車を発進させ、時速40キロメートルまで加速し、そのままの速度で本件事故現場に向かった場合、1つ手前の交差点の対面信号が「青色」に変わってから、Aの車が本件事故現場に到達するまでに要する時間は、約15.3秒であった（Aの車が検察官の主張するとおり時速60キロメートルまで加速したと仮定しても、所要時間は約11.5秒であった）。

1つ手前の交差点と事故現場の各信号機は連動しており、その信号サイクルは、いずれも67秒である。また、事故現場の信号が「赤色」になるのは、各信号が「青色」に変わった29秒後（青色25秒+黄色4秒）である（図表参照）。そのため、仮に、⑦Aが1つ手前の交差点で停止後、④対面信号が「青色」になって発進したのであれば、事故現場の交差点に到達するのは、各信号が「青色」に変わった時点から約11.5～15.3秒後であるから、事故現場の信号はまだ「青色」のはずである。

仮に、2つの信号がズレていて、「青色」になるタイミングが異なるとしても、Aが事故現場に対面信号が「赤色」の状態で進入するためには、かなり大きなズレがなければならない。たとえば、事故現場の信号のサイクルが、1つ手前の交差点の信号より遅れていた場合、その遅れは約11.5～15.3秒以上でなければならない。なぜなら、Aが事故現場に到達するのは、先に述べたとおり、1つ手前の交差点を発進した約11.5～15.3秒後だからである。反対に、事故

現場の信号のサイクルが早まっていた場合、その進みは約13.7～17.5秒以上でなければならない。なぜなら、Aが事故現場に到達した時点から、事故現場のA対面信号が「赤色」になるまでに要する時間は、時速40キロメートルまで加速した場合は13.7秒（青色の残り時間9.7秒〔25秒-15.3秒〕+黄色4秒）、時速60キロメートルまで加速した場合は17.5秒（青色の残り時間13.5秒〔25秒-11.5秒〕+黄色4秒）だからである。

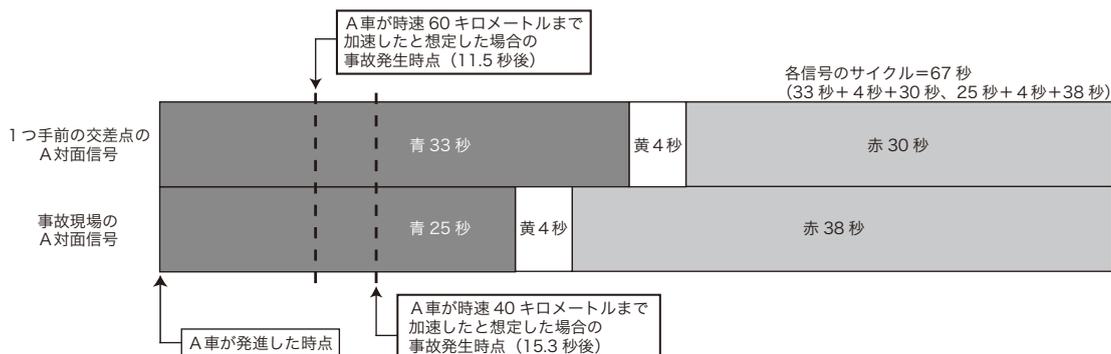
### 3 検察官提出動画の謎

ところが、検察官提出動画には、2つの信号機の信号サイクルが約6～7秒ズレることを示す動画が6つあったほか、約36秒、約21秒ものズレが生じていることを示す動画が2つあった。そのため、弁護側としては、約36秒と約21秒ものズレが生じている動画に対して反論をしておかなければならない。

しかし、有効な反論を探ることができないうちに、第5回期日間整理手続をもって、本件信号機は「内蔵時計の違いによりズレる可能性がある」ことを中心的な争点として期日間整理手続が終わろうとした。

ただ、実際にはこのタイミングで、またもや裁判官と検察官が異動により交代したことから、最終的な争点整理の結果を確認するために3期日が追加された。こうして、全8回の期日間整理手続が終わり、第2回公判期日が指定され、いよいよ公判が開かれることとなった。

図表 2つの信号機の信号サイクルと事故発生時点



## W反対尋問の獲得目標は弾劾ではない ——第3回公判期日

第2回公判期日では、期日間整理手続の結果の顕出に続き、甲、乙、弁号証の証拠調べが実施され、第3回公判期日では、事故相手方のWの証人尋問が行われた。

私は、Wの「自分の信号は『青色』であった」という供述を崩すのは難しいと予想していたので、Wが気の強い性格であること、警察官がWに対して厳しい追及をしなかったことを引き出そうと考えた。

私が「本当はあなたが赤色だったのではないかと疑ってかかると、Wは「捜査段階から自分はまったく警察官Dらに疑われたこともない」として、語気を強めて潔白を主張し始めた。これにより、私は獲得目標を達成することができた。

## 信号機のズレの謎を解け！

### 1 検察官による不意打ち——第4回公判期日

第4回公判期日では、信号機メーカーの技術者であるTに対して、本件信号機の仕組みに関する尋問が行われた。ところが、Tは、「そもそも2つの信号機は連動設定されていない」と証言し始めた。私は、この証言には大変驚いた。なぜなら、23条照会に対する県警本部からの回答とまったく異なるためである。

さらに驚いたことに、Tは、期日間整理手続では争点にならなかった点についても述べ始めた。期日間整理手続では、信号機がズレる原因として、④信号機に内蔵されている時計の違いにより最大±15秒程度ズレることは主張されていた。ところが、Tは、これに加えて、⑤事故現場の交差点には高齢者感応ステップ（設置されたボタンを押すと青色灯火時間が延長されるシステム）が内蔵されていること、⑥2つの信号機にはオフセット追従機能（信号サイクルが変わるタイミングで全体のサイクルを調整する機能）が搭載されていることも関係していると証言し始めたのである。

私は、すぐさま異議を出そうとしたものの、情けないことに、根拠法令がとっさに思い浮かばなかった。そのため、主尋問終了後に、刑法316条の14第2号違反（証人等の供述内容閲覧の機会の付与）とし

て異議を出し、反対尋問の期日を延長するように求めた。裁判所がこれを認め、第5回公判期日が新たに指定された。

### 2 検察官提出動画の謎を解く——信号機仕様書の読み込み

私は、Tの反対尋問に備えて、⑦高齢者感応ステップ、⑧オフセット追従システムについてT以上の知識を得なければ弾劾できないと考え、警察庁から2つの信号機の仕様書を取り寄せ、隅々まで目を通した。

仕様書等によると、⑨高齢者感応ステップによる延長は3秒だけであること、⑩オフセット追従システムは信号サイクルの変更時にしか作動せず、本件事故発生時はそのタイミングではないことが明らかになった。

また、⑪内蔵時計の違いによるズレは、もしかしたら電力会社によって異なるのではないかと考え、本件信号機に電力を供給している関西電力に対して、23条照会により、内蔵時計の仕組みについて照会した。すると、内蔵時計による誤差は最大±10秒であり、それ以上ズレた場合には修正するとの回答を得た。T証言の±15秒は東京電力の話であった。

信号仕様書を読んでいると、期日間整理手続において有効な反論が思いつかなかった検察官提出動画について、その謎を解くカギを発見した。検察官提出動画の撮影日時をよく見ると、約36秒ズレた動画の1分後に約21秒ズレた動画が撮影されていた。動画が撮影された時間帯の全体の信号サイクルは82秒であるから、約36秒ズレた動画と、その1分後に撮影された約21秒ズレた動画は、連続したサイクルを撮影したものといえる。そうすると、1サイクルで約15秒も信号サイクルが短縮されたことになる。

ところが、仕様書を読むと、1サイクルで信号サイクルを短縮できるのは、最大4.1秒までであると書かれていた。つまり、この動画に収録されている信号機は、明らかに仕様書に反する動きをしており、検察官提出動画は、信号サイクルを人為的に操作して撮影された疑いが浮上したのである。

### 3 Tの反対尋問——第5回公判期日

第5回公判期日の冒頭、検察側が「主尋問をした部分がある」と申し出て、そもそも2つの信号機は

連動設定されていないという証言は撤回された。そのため、T反対尋問の獲得目標は、①内蔵時計によるズレは最大±10秒程度であること、②高齢者感応ステップでは3秒までしかズレないこと、③オフセット追従機能は本件事故時には作動していないこと、検察官提出動画の動作は仕様書に反すること等となった。

私は、冒頭で「あなたの証言は信号仕様書に基づいており、証言内容と仕様書が一致しない場合は仕様書が正しいということで間違いないか」と念押しすることに成功し、獲得目標をすべて達成できた。

Tの尋問後、②高齢者感応ステップや③オフセット追従システムの具体的な挙動について、県警本部に対して23条照会をしたところ、②高齢者感応ステップが作動することで「青色」の時間が3秒延長された場合は、次の「赤色」の時間を3秒短縮するため、複数回連続で作動したとしても、3秒の延長が累積され、6秒、9秒とズレが大きくなる可能性はないことも確認ができた。そのため、私は、T氏の証言を弾劾するために、県警本部や関西電力からの回答書を証拠として提出した。

## さらなる不意打ち

### 1 Aの供述が変遷していた？

警察官Dに対する尋問が予定されていた第6回公判期日の直前に、検察側より「Aの供述には変遷があったという主張を追加したい」との電話連絡があった。

警察官Dらによると、捜査当初、Aは①「1つ手前の交差点で停止した」とは述べておらず、「1つ手前の交差点を越えたところで、本件事故交差点の信号が黄色から赤に変わったので減速したが、本件交差点の停止線のあたりで青色に変わったので加速して、本件交差点に進入した」と述べていたという。警察官Dが、「そのような短時間で本件事故交差点の信号が黄⇒赤⇒青と変わるの是不自然ではないか」と追及したところ、Aは「本当のことを話します」として、②の各供述調書の内容を話したというのである。

私は、そのような供述をした覚えはあるかとAに尋ねたが、「まったく話していない」とのことであった。今思えば、最高裁判例(最二小決平27・5・25刑

集69巻4号636頁)に基づいて尋問制限をすることもありえたが、当時はそこまで考えが至らず、検察官による尋問を許してしまった。

### 2 不自然な警察官メモ

検察側は、これを裏づける資料として、警察官作成メモを提出した。ところが、このメモには、書き直された部分があり、消された部分をよく読むと「1つ手前の交差点で停止した」というAの一貫した主張と矛盾しない内容が記載されていた。

注目すべきは、メモが提出されたタイミングである。当初、2つの交差点の信号が連動しているという弁護側の主張に対し、検察側はTの証言により連動していないことを立証しようとしたが失敗した。次に、検察官提出動画により信号周期がズレることを立証しようとしたが、動画が仕様書に反することがTの反対尋問で判明して失敗した。こうして、検察側は、Aが1つ手前の交差点で停止したという前提を崩さなければならない状況になって、突如として「Aの供述には変遷があった」という期日間整理手続では述べていない主張を追加したのである。

つまり、このメモにはAの一貫した主張が記載されていたが、検察側が信号機のズレの立証に失敗したため、「Aは当初異なる供述をしていた」という新たなシナリオを主張するべく、警察官が都合のいいようにメモを書き替えて提出した疑いが残るのである。

警察官Dの反対尋問では、虚偽の捜査報告書を作ったことやメモの不自然さを追及したが、残念ながら、決定的な証言を引き出すことはできなかった。他方、Vを取り調べた警察官Eの反対尋問では、Vの調書に信号機に関する主張を記載しなかった理由を追及したところ、「信用できなかったので調書に書きませんでした」という供述を得ることができた。

## ケースセオリーを語る——最終弁論

私は、司法修習時代に千葉県弁護士会の主催する高野隆先生(第二東京弁護士会)や菅野亮先生(千葉県弁護士会)らによるNITA研修を傍聴する機会に恵まれ、滋賀弁護士会に登録した後は、秋田真志先生(大阪弁護士会)らによるNITA研修を受講した。本件は裁判員裁判ではないものの、「最

初に強く、「証拠を語れ」ということを意識した弁論を展開した。

本件における検察側立証の弱点は、「A対面信号が赤色であったこと」を示す証拠が、事故相手方のW証言しかないことであるから、弁論の冒頭では、その点を強調した。また、2つの信号が連動していることから、Aの供述どおり1つ手前の交差点で停止したならば、A対面信号は「赤色」ではなく「青色」であるということ、各種23条照会に対する回答や計算式に関する文献などの「証拠」により語った。

そして最後に、不自然な「点」を最もうまく説明できるアナザーストーリーも語った。すなわち、警察官Dは、説得のしやすいAが信号無視をしたと決め込んで捜査を開始し、虚偽の捜査報告書を作ることでAの逃げ道を奪い、虚偽自白をさせることでAを「犯人」とすることに成功した。しかし、Aによる正式裁判請求を受けて、2つの信号機が連動設定されていることが判明すると、実際にはズレが生じうると主張をしようと考へて、人為的に信号機を操作し、大きくズレが生じている様子を撮影した。ところが、公判において、この動画が仕様書に反することが明らかになると、拳句の果てにはAの供述の一貫性を攻撃する

ためにメモの改ざんまで行った。

これが私のケースセオリーである。

## 無罪判決

「被告人は無罪」

判決は、「Aが青色であった可能性が大きい」とまです認定した。理由中では、検察官提出動画について、人為的操作の疑いは認めなかったが、「36秒という大きなズレが生じる原因について合理的な説明は認められない」と判断し、メモについても、改ざんには言及しなかったが、期日間整理手続において提出されなかった点を重視して信用性を認めなかった。

「即独」である私の初めての事件は、2年にわたる闘いの末、ようやく無罪判決という形で終結した。この結果は、本件をご紹介いただき、後に相弁護人にもなってくださった野田隼人先生（滋賀弁護士会）の助言なくしては不可能であった。この場を借りて厚く御礼を申し上げる。

(いとう・たける)

※ 本件の判決文はLEX/DB25542447に掲載。

